

大多喜町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金のご案内

大多喜町では、家庭における地球温暖化対策のため、対象設備を導入する方へ補助金を交付しています。申請をご検討中の方は、必ず下記をご確認ください。

【重要】必ず最初にお読みください

この補助金は、購入・契約・工事着工の「前」に申請が必要です！

すでに工事が終わっている場合や、契約・納車が完了している場合は、いかなる理由があっても申請を受け付けることができません。**まずは役場まで事前相談にお越しください。**

1. 補助の対象となる設備

設備の種類	補助上限額	主な要件
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 14 万円	太陽光発電設備が設置されていること
電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	上限 20 万円	太陽光発電設備が設置され、電気自動車等に充電できること
V2H 充放電設備	対象経費の 1/5 上限 50 万円	太陽光発電設備が設置され、電気自動車等が導入されていること
電気自動車と V2H 充放電設備を併設する場合	上限 30 万円	

※太陽光発電設備設置と同時進行でも可

- **定置用リチウムイオン蓄電システム**…家庭用蓄電池のこと。自宅に設置して、太陽光発電で作った電気を貯めておける設備。貯めた電気は、夜間や停電時に使うことができます。
- **V2H 充放電設備**…電気自動車の電気を家で使えるようにする機械のこと。

2. 補助金に申請できる方（以下のすべての条件を満たす方が対象です）

- 大多喜町内に住所がある方
※申請時に町外にお住まいでも、実績報告までに住民登録をすれば対象になります
- 町税や介護保険料などの滞納がない方
- 過去に同じ種類の補助金を受けていない方
- ご自身が住む町内の住宅に設置する方
※賃貸住宅など、所有者があなた以外の場合は、所有者の方から「設置の同意」をもらう必要があります
- 暴力団員ではない方

3. 注意事項（※対象経費は「税抜額」から、国などの他の補助金額を差し引いた額が対象です）

- 令和6年度以降に国が実施する「補助事業の補助対象機器」であること。
- **購入前に申請**すること（※工事や購入をした後では申請できません）

設備の種類	対象経費	注意事項
定置用リチウムイオン蓄電システム	本体購入費 (付属品も含む) 工事費	1. 太陽光発電などで作った電気や、夜間の電気を貯めて、停電時や電力需要ピーク時に使える設備であること。 2. 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されているもの。
電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	本体購入費	1. 新車で自家用かつ町内で登録されたものに限る。 2. 一般社団法人次世代自動車振興センターに補助対象とされているもの。
V2H 充放電設備	本体購入費	1. 車の電気を家で使うことができる設備であること。 2. 一般社団法人次世代自動車振興センターに補助対象とされているもの。

【注意】電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の方へ

発注後であっても「納車前」であれば申請が可能です。ただし、発注前に必ず生活環境課まで事前相談をお願いします。

事例：令和7年12月に契約（発注前に町へ相談）

令和8年6月に納車の場合

→納車となる令和8年度の納車前に補助金申請を行う。

4. よくある質問（FAQ）

- Q：専門用語が多くて、何を準備すればいいかわかりません。
A：ご安心ください。チェックリストに必要な書類をまとめましたので、ご活用ください。
- Q：補助金はいつもらえるの？
A：設置完了後の「実績報告書」の提出、及び町職員による現地検査が終わった後、請求書をご提出いただいてから約1ヶ月後の振込となります。
- Q：契約や工事はどうすればいい？
A：業者さんに「大多喜町の補助金を使いたい」と伝えてください。業者さんから手渡される「見積書」や「図面」が、そのまま申請書類になります。

補助金詳細は、[大多喜町住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱](#)をご確認ください。

【お問い合わせ先】

大多喜町役場 生活環境課 環境係

電話：0470-62-5111

メール：kankyouseikatu@town.otaki.lg.jp